

第2期(H28年度～R2年度)  
**武庫川水系河川整備計画  
進行管理報告書**  
[令和元年度版]

～平成30年度の主な取り組み～

令和元年9月

兵 庫 県

## 目 次

管理番号 1	(下流部築堤区間)	1
管理番号 2	(下流部掘込区間)	3
管理番号 3	(中流部)	4
管理番号 4	(上流部及び支川)	5
管理番号 5	(堤防強化 [支川])	7
管理番号 6	(堤防強化 [下流部築堤区間])	8
管理番号 7	(新規遊水地の整備、青野ダムの活用)	9
管理番号 8	(洪水調節施設の継続検討)	10
管理番号 9	(流域対策)	11
管理番号 10	(減災対策)	14
管理番号 11	(正常流量の確保)	21
管理番号 12	(緊急時の水利用)	23
管理番号 13	(健全な水循環の確保)	24
管理番号 14	(「2つの原則」の適用)	26
管理番号 15	(天然アユが遡上する川づくり)	29
管理番号 16	(良好な景観の保全・創出)	30
管理番号 17	(河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	32
管理番号 18	(水質の向上)	33
管理番号 19	(河川の維持管理)	35
管理番号 20	(流域連携)	38
管理番号 21	(モニタリング)	41
管理番号 22	(河川整備計画のフォローアップ)	43

**河川整備計画  
の事項・項目**

**第4章 河川整備の実施に関する事項**

**第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項**

**1 河川対策**

**(1) 河道対策**

**① 下流部築堤区間（河口～JR東海道線橋梁下流）**

**実施目標**

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s（甲武橋基準点）を安全に流下させる。

**施策の概要**

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削とともに、流域下水道管渠に影響しない箇所で低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のこと前提に撤去または改築する。

1. 期別計画（P）			期別計画（P）				2. 実績（D）				実績（D）			
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期(H28～R2)計		
			国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削 (No.7～No.50) L=5,700m	—	—	工事着手 工事完了	—	—	・河床掘削 (No. 5 + 23 ~ No. 10) L=477m[完了] ・河床掘削 (No. 10 ~ No. 12 + 72) L=272m[完了]	—	—	—		
(1) 河道対策	① 下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m	1,223m	1,327m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削 L=2,000m	低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10～No.31) L=2,000m	(着手)1,105m (完了) 704m	1,500m (残:潮止堰の取合部H37)	工事完了	—	・低水路拡幅 (右岸)西宮市東鳴尾町 No. 19+0.40～No. 22+50 L=350m[完了] (H29.5)	・低水護岸工事 (右岸)西宮市武庫川町No. 23～No. 24 L=105m [完了] (H30.5)	—	—	—	—	
		低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25～No.31)L=580m	—	工事着手・工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		南武橋(改築)	—	工事着手	工事完了	—	阪神電鉄、公安委員会、橋梁管理者との協議を継続	関係者協議及び地元説明会 仮設工事の発注	仮設歩道橋設置工事 完成 (H31.2) 下部工(A1、A2橋台及びP1、P2、P3橋脚) 完成 (R1.5)	—	—	—	—	
		国道43号橋梁、阪神高速橋梁(護床工)	—	—	工事着手	工事完了	橋梁管理者との協議を継続	橋梁管理者との協議を継続	—	—	—	—	—	
		阪神電鉄橋梁(補強)	—	—	工事着手	工事完了			—	—	—	—	—	
		武庫川橋(旧国道)(護床工)	—	—	—	工事着手・工事完了			—	—	—	—	—	
		ガス管橋(補強又は改築)	—	—	—	工事着手・工事完了			—	—	—	—	—	
		国道2号橋梁(補強)	—	—	—	工事着手・工事完了			—	—	—	—	—	
	潮止堰の撤去	潮止堰(撤去)	—	—	工事着手 H37	工事完了 H38	・地下水調査（地下水利用実態調査、水位・電気伝導度観測等）を実施	・地下水調査（地下水利用実態調査、水位・電気伝導度観測等）を実施	・地下水調査（地下水利用実態調査、水位・電気伝導度観測等）を実施	—	—	—	—	
		塩水化対策右岸 L=1,378m	250m	工事継続	工事完了	—	・塩水化対策を実施 (右岸)西宮市小松東町 No. 30+50～No. 32 L=150.0m[完了] (H29.5)	・塩水化対策を継続 (右岸)西宮市武庫川町 No. 23～No. 26 L=302.0m[完了] (H30.3)	—	—	—	—	—	
		塩水化対策左岸 L=978m	—	工事着手	工事完了	—	—	・塩水化対策を継続 (左岸)尼崎市大庄西松 No. 31～No. 34 L=322.0m[完了] (H30.3)	—	—	—	—	—	

		床止工の撤去又は改築	1号床止工(撤去)	-	-	工事着手・工事完了	-	-	-	-		
			2号床止工(撤去又は改築)	-	-	工事着手・工事完了	-	-	-	-		
			3号床止工(改築)	-	-	工事着手・工事完了	-	-	-	-		

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		
点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29
・河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。 〈河床掘削工事(航路)〉L=749m [完了]/L=1,327m [期別計画(第2期)] 〈護岸工事〉右岸(西宮側)の低水路拡幅L=350m[完了]/L=1,378m [期別計画(第2期)]	・河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。 〈護岸工事〉右岸(西宮側)の低水路拡幅L=350m[完了]/L=1,378m [期別計画(第2期)]	・河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。 ・潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水の影響調査検討、地下水のモニタリングを継続実施 ・潮止堰等撤去後の塩水化対策を継続 〈潮止矢板工事〉 右岸(西宮側)の低水護岸L=302完了] /L=1,378m [期別計画(第2期)] 左岸(尼崎側)の低水護岸L=322.0m[完了] /L=978m [期別計画(第2期)]
・潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水の影響調査検討、地下水のモニタリングを継続実施	・潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水の影響調査検討、地下水のモニタリングを継続実施	・潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水の影響調査検討、地下水のモニタリングを継続実施
・潮止堰等撤去後の塩水化対策を継続 〈潮止矢板工事〉右岸(西宮側)の低水護岸 L=150.0m[完了]	・潮止堰等撤去後の塩水化対策を継続 〈潮止矢板工事〉右岸(西宮側)の低水護岸 L=150.0m[完了]	・潮止堰等撤去後の塩水化対策を継続 〈潮止矢板工事〉右岸(西宮側)の低水護岸 L=150.0m[完了]
・沿川住民や河川敷利用者へ工事内容の周知に努め、今後とも円滑な事業進捗を取り組む。	・沿川住民や河川敷利用者へ工事内容の周知に努め、今後とも円滑な事業進捗を取り組む。	・沿川住民や河川敷利用者へ工事内容の周知に努め、今後とも円滑な事業進捗を取り組む。
・南武橋架替に向け、関係機関(阪神電鉄・公安・関電)、地元等との協議を継続。	・南武橋架替に向け、関係機関(阪神電鉄・公安・関電)、地元等との協議を継続。	・南武橋架替に向け、関係機関(阪神電鉄・公安・関電)、地元等との協議を継続。
点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2	点検・評価 (C) H30

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。						
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項											
	1 河川対策 (1) 河道対策 ② 下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点)											

## 施策の概要

掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量2,700m<sup>3</sup>/s)に対する護岸の整備やバラベット等による溢水対策を行う。

当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m<sup>3</sup>/s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m<sup>3</sup>/s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。

1. 期別計画(P)			2. 実績(D)									
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画(P)			実績(D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期(H28～R2)計
(1) 河道 対策	② 下流部掘 込区間 (仁川合 流点～ 名塩川合 流点)	護岸整備や バラベット 等による溢 水対策 (仁川合流 点～生瀬大 橋) L=6.9 km	護岸整備、 バラベット等 による溢水 対策 (9.0k～ 15.9k) L=6.9 km	—	—	工事着手	工事完了	—	—	—	—	—
	河床掘削等 (生瀬大橋～ 名塩川合流 点)	河床掘削 (15.9k～ 18.4k) L=2.5 km 左岸拡幅 L=0.5 km 西宝橋架替	河床掘削 0.5 km 左岸拡幅 着手	—	河床掘削 0.5 km 左岸拡幅 着手	工事継続	工事完了	・地元及び道路管理者(国交省及び市)との協議を継続中 ・物件調査及び用地補償交渉を継続中 ・一部の地権者と土地売買契約を締結	・地元及び道路管理者(国交省及び市)との協議を継続中 ・物件調査及び用地補償交渉を継続中 ・一部の地権者と土地売買契約を締結	・名塩道路工事に伴う河積確保のため一部河床掘削 ・西宝橋仮橋着手	—	—

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価(C) (第2期[H28～R2])		
点検・評価(C) H28		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手している。引き続き用地取得に向けて交渉を進めていく。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> </ul>		
点検・評価(C) R1	点検・評価(C) R2	点検・評価(C) H30
		<ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手しており、一部の地権者と土地売買契約を締結した。引き続き用地取得に向けて交渉を進めていく。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。</li> </ul>

4. 改善(A) (第3期[R3～R7]に向けて)		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				実施目標 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m <sup>3</sup> /s（武田尾地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。	
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項					
	1 河川対策 (1) 河道対策 ③ 中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）					
	施策の概要 中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水（武田尾地点における河道への配分流量2,600m <sup>3</sup> /s）に対し、河川整備を実施する。					

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）									
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）		実績（D）							
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29				
(1) 河道 対策	③ 中流部 （名塩川 合流点～ 羽束川合 流点）	[住宅地区] 護岸整備等 による溢水 対策 （武田尾地 区）	護岸整備 L=250m	工事完了	—	—	護岸整備 (本川No.230+50～No.231) (僧川No.0-13.7～No.8+16.6) L=240m	迂回路撤去工事 区画整理地盤整備工	完成 区画整理地盤整備工	R1	R2	第2期(H28～H32)計
		[温泉地区] 護岸整備等 L=360m	用地補償	工事完了	—	—	護岸整備 (No.241+80～No.243+40.5) L=170m	支川BOX2基、斜面対 策工 護岸整備 (No.241+80～No.241+30) L=50m	護岸整備 (No.241+30～No.240+15) L=140m（完成）			

3. 点検・評価（C）（第2期[H28～H32]）		点検・評価（C） H28		点検・評価（C） H29		点検・評価（C） H30	
<住宅地区>		点検・評価（C） H28		点検・評価（C） H29		点検・評価（C） H30	
<p>&lt;住宅地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度に続きH28年度も護岸整備を実施。L=240m[完了]（H29.6末）</li> <li>・護岸整備についてH28年度発注工事にて完了。</li> <li>・H29年度は盛土箇所の仕上げ等の周辺整備工事を実施、土地区画整理組合と連携しつつ事業推進を図る。</li> <li>・平成29年度完成に向け、順調に進捗。</li> </ul>		<p>&lt;住宅地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27、H28年度護岸整備を実施。L=240m[完了]（H29.6末）</li> <li>・H29年度は盛土箇所の仕上げ等の周辺整備工事を実施、土地区画整理組合と連携しつつ事業推進を図った。</li> <li>・平成29年度発注工事にて基盤整備を完了。</li> <li>・平成30年度は地元による再建工事が順調に進捗できる基盤が整った。</li> </ul>		<p>&lt;住宅地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度は、H29年度に発注した区画整理地内の基盤整備工を完了し、地元による再建工事が順調に進められた。</li> </ul>		<p>&lt;温泉地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度も継続して最終の区間の護岸整備を実施。L=140m[完了]（R1.6末）。</li> <li>・地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。</li> <li>・令和元年度は平成30年度発注工事の仮設撤去工などを実施し、完成に向け、順調に進捗。</li> </ul>	
<温泉地区>		<p>&lt;温泉地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度に続きH28年度も護岸整備を実施。L=170m[完了]（H29.6末）</li> <li>・地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。</li> <li>・平成30年度完成に向け、順調に進捗。</li> </ul>		<p>&lt;温泉地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続してH29年度も護岸整備を実施。L=50m[完了]（H30.6末）</li> <li>・地権者の円滑な本移転に寄与するため、地権者とも密に連絡をとり事業推進を図る。</li> <li>・平成30年度発注工事において完成に向け、順調に進捗。</li> </ul>			
点検・評価（C） R1		点検・評価（C） R2					

4. 改善（A）（第3期[H33～H37]に向けて）	

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	実施目標	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m3/s ・荒神川 39m3/s ・波豆川(宝塚市) 160m3/s ・波豆川(三田市) 65m3/s ・山田川 100m3/s ・大池川 40m3/s ・相野川 45m3/s ・武庫川及び真南条川 110m3/s ・波賀野川 25m3/s
施策の概要	それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)				実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～H32) 計		
(1) 河道対策	④ 上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川	大堀川 (宝塚市) の整備	河床掘削等 (西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.1 km	0.5 km	工事完了	—	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)上流右岸及び下流左岸の護岸工事着手 右岸 L=67.7m (No. 21+12.3～No. 25) 左岸 L=40.6m (No. 15+7.6～No. 17+8.2) ・西田川橋上流右岸側護岸工事を継続中 L=87m 完成 (No. 0+11.9～No. 4+0.3) (No. 8+15.4～No. 9+14.3) L=265m 着手 (No. 4+0.3～No. 8+15.4) (No. 9+14.3～第一小浜橋)	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)下流両岸の護岸工事着手 右岸 L=191.7m (No. 4+0.3～No. 14+10.3) 左岸 L=94.4m (No. 3+0.5～No. 7+15.0)	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)下流右岸の護岸工事着手 右岸 L=67.7m (No. 21+12.3～No. 25) 左岸 L=40.6m (No. 15+7.6～No. 17+8.2)	残区間設計協議中	・島橋(川西三田線)架替工事完了 ・護岸工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手
		荒神川 (宝塚市) の整備【市】	河床掘削等 (国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.3 km	工事完了	—	—	・JR横断部の上下流を約5mずつ護岸工事着手	・JR横断部14m(両岸)を実施	・島橋(川西三田線)架替工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手		
		波豆川 (宝塚市) の整備	河道拡幅等 (滝本橋～島橋) L=0.3 km	工事着手	工事完了	—	—	・島橋(川西三田線)架替工事を継続	・島橋(川西三田線)架替工事を継続	・島橋(川西三田線)架替工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手	・島橋(川西三田線)架替工事着手		
		波豆川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.2 km	工事完了	—	—	—	—	・護岸工 L=100m完了 (R1.6末)	・護岸工 L=100m完了 (R1.6末)	・護岸工 L=100m完了 (R1.6末)		
		山田川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (山田滑谷ダム上流 1050m～砥石橋上流 500m) L=1.9 km	1.1 km	0.3 km	工事継続	工事完了	築堤工事 (No. 17～No. 20) L=70m [完了]	—	用地測量着手	用地測量着手	用地測量着手		
		大池川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流 50m) L=0.16 km	0.1 km	工事完了	—	—	近接施工に関して、JR西日本との協議 [継続]	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km [事業完了]	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km [事業完了]	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km [事業完了]	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km [事業完了]		
		相野川 (三田市) の整備	河道拡幅等 (洞橋～2級河川上流端) L=1.4 km	工事着手	0.6 km	工事完了	—	護岸工事 (上流区間両岸) (No. 40～No. 42) L=200m [完了(H29.6)]	護岸工事 (上流区間両岸) (No. 39～No. 40) L=40m [完了]	護岸工事 (上流区間両岸) (No. 42～No. 43) L=58m [完了]	護岸工事 (上流区間両岸) (No. 42～No. 43) L=58m [完了]	護岸工事 (上流区間両岸) (No. 42～No. 43) L=58m [完了]		
	武庫川及び真南条川 (篠山市) の整備	河床掘削等 (岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	0.55 km	0.7 km	工事完了	—	河床掘削工事 (No. 87+20～No. 88+35) L=65m [完了]	河床掘削工事 (No. 88+35～No. 93+30) L=245m [H30.3完了]	河床掘削工事 (No. 98+10.～ No. 99+17.5) L=95.5m [H31.3完了]	河床掘削工事 (No. 98+10.～ No. 99+17.5) L=95.5m [H31.3完了]	河床掘削工事 (No. 98+10.～ No. 99+17.5) L=95.5m [H31.3完了]	河床掘削工事 (No. 98+10.～ No. 99+17.5) L=95.5m [H31.3完了]		

		波賀野川 (篠山市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山 線橋梁～西 角橋) L=0.4 km	事業着手	工事完了	-	-	井堰等設計に着手	用地測量 L=440m	用地測量 L=440m		
--	--	----------------------	---	------	------	---	---	----------	----------------	----------------	--	--

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C) H28					
・大堀川：県道（尼崎宝塚線）との兼用護岸工事を継続。西田川橋から県道（尼崎宝塚線）橋までの右岸側護岸工事を継続。今後は、同区間の左岸側護岸工事着手に向け関係者と調整を図る。	・荒神川：護岸工事を継続。	・大堀川：西田川橋から県道（尼崎宝塚線）橋までの右岸側護岸工事を継続。今後は、同区間の左岸側護岸工事着手に向け関係者と調整を図る。	・荒神川：護岸工事を継続。	・大堀川：西田川橋から県道（尼崎宝塚線）橋までの両岸の護岸工事を継続。	・大堀川：西田川橋から県道（尼崎宝塚線）橋までの両岸の護岸工事を継続。
・荒神川：護岸工事を継続。JR横断部の護岸工事に着手に向け、JR西日本と調整していく。	・波豆川（宝塚市）：島橋架替工事を実施中。今後も計画的な事業進捗を図る。	・波豆川（宝塚市）：島橋架替工事を実施中。今後も計画的な事業進捗を図る。	・荒神川：上流部の残る区間にについて設計協議中。	・荒神川：上流部の残る区間にについて設計協議中。	・荒神川：上流部の残る区間にについて設計協議中。
・波豆川（宝塚市）：H27年度に続き H28年度も島橋架替工事を実施。今後も計画的な事業進捗を図る。	・波豆川（三田市）：補正予算の交付を受けた。次年度以降事業の進捗を図る。	・波豆川（三田市）：補正予算の交付を受けた。次年度以降事業の進捗を図る。	・波豆川（三田市）：護岸工事を施工中。また、上流区間の詳細設計を委託中。	・波豆川（三田市）：護岸工事を施工中。また、上流区間の詳細設計を委託中。	・波豆川（三田市）：島橋架替工事を完了。護岸工事に着手。
・波豆川（三田市）：工事実施無し。事業推進のため、交付金事業採択を受けた。今後は計画的な事業進捗を図っていく。	・山田川：事業推進のため、交付金事業として採択された。	・山田川：事業推進のため、交付金事業として採択された。	・山田川：事業進捗に向け、地元説明を行った。用地測量を委託中。	・山田川：事業進捗に向け、地元説明を行った。用地測量を委託中。	・相野川：引き続き上流端までの護岸工事を行う。また、下流工区の用地取得に着手する。
・大池川：H27年度に続き、JR福知山線と国道176号の間約30mについて、JR西日本と近接施工に関する協議を継続。H29年度に工事完了予定。	・大池川：事業が完了した。	・大池川：事業が完了した。	・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。	・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。	・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。
・相野川：補正予算も活用し事業推進を図った。今後も計画的な事業進捗を図る。	・武庫川及び真南条川：H27年度に続き H28年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。	・武庫川及び真南条川：H27年度に続き H28年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。	・武庫川及び真南条川：昨年度に続き H30年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。	・武庫川及び真南条川：昨年度に続き H30年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。	・武庫川及び真南条川：昨年度に続き H30年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。
・武庫川及び真南条川：H27年度に続き H28年度も河床掘削工事（篠山市当野）を実施。今後も計画的な工事進捗を図る。	・波賀野川：H29年度は用地測量等を実施予定。H30年度は用地取得、物件補償に着手する。	・波賀野川：H29年度は用地測量等を実施予定。H30年度は用地取得、物件補償に着手する。	・波賀野川：H29年度は用地測量等を実施予定。H30年度は用地取得、物件補償に着手する。	・波賀野川：H29年度は用地測量等を実施予定。H30年度は用地取得、物件補償に着手する。	・波賀野川：H30年度は用地測量等を実施。R1年度は用地取得、物件補償に着手する。
・波賀野川：井堰等の補償物件の設計を実施。H29年度は用地測量等を実施予定。今後も計画的な事業進捗を図る。					・波賀野川：H30年度は用地測量等を実施。R1年度は用地取得、物件補償に着手する。
点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2				

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)					

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				実施目標	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。				
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項									
	1 河川対策									
	(1) 河道対策									
							④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川			
施策の概要		計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。								

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画 の事項・項目		取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期(H28～R2)計
(1) 河道 対策	④ 上流部 (羽束川 合流点～ 本川上流 端) 及び 支川	天王寺川 (伊丹市、 宝塚市) の整備	堤防強化 [ドレン工による 浸透対策] (伊丹市荒牧～ 宝塚市中筋) L=0.2 km	工事完了	—	—	—						
		天神川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [表のり面被覆工による 浸透対策] (伊丹市荻野西～ 宝塚市山本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄 0.92 km済)	1.0 km	工事完了	—	0.13 km [完了] (No. 16+170.5～No. 17+35.5) (H28末までに全体 1.69 km完了)	0.04 km [完了] (No. 17 + 35.5～ No. 17+73.4) (H29末までに全体 1.76 km完了)	0.4 km [完了] (No. 18 + 106.35～ No. 20+178.75) (H30末までに全体 2.56 km完了)			

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		
点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29
〈天神川〉	・期別計画(第2期) 1.0 kmに対し、0.13 kmが完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	〈天神川〉 ・期別計画(第2期) 1.0 kmに対し、0.17 km完了。 ・期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。
点検・評価 (C) R1		点検・評価 (C) R2

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				実施目標 計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。	
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項					
	1 河川対策					
	(1) 河道対策					
	(5) 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）					
施策の概要	築堤区間全区間 14.4 km を対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。					

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～R2 計)
			計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレン工法等の浸透対策 (対策実施延長 L=7.3km) ・護岸工による侵食対策 (対策実施延長 L=6.2km)	工事継続 (浸透対策) L=6.2km ・護岸工による侵食対策 L=0.7km	工事完了 (浸透対策) L=1.1km (侵食対策) L=5.5km	—	—	<浸透対策> 約 0.7km [完了] (H29.5) 【西宮市小曾根町】 【尼崎市武庫町】 (全体で約 6.9km 完了)  <侵食対策> 約 1.5 km [完了] (H29.5) (全体で約 2.2km 完了)	<浸透対策> 約 0.4km [完了] (H30.3) 【西宮市小曾根町】 【尼崎市武庫町】 (全体で 7.3km 完了)  <侵食対策> 約 0.6 km [完了] (H30.3) (全体で約 2.8km 完了)	<侵食対策> 約 3.3 km [完了] (R1.5) (全体で約 6.1km 完了)	—
(1) 河道対策	⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討			—	—	—	—	—	—

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		
点検・評価 (C) H28		
<浸透対策> ・約 0.7 km を実施。期別計画 (第2期) 1.1 kmに対し、0.7 kmが完了。	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<侵食対策> ・約 1.5 km を実施。期別計画 (第2期) 5.5 kmに対し、1.5 kmが完了。	<浸透対策> ・約 0.4 km を実施。期別計画 (第2期) 1.1 km全延長が完了。全体計画約 7.3 km が完了。	<侵食対策> ・約 3.3 km を実施。期別計画 (第2期) 5.5 kmに対し、5.4 kmが完了。
浸透・侵食対策とも、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	<侵食対策> ・約 0.6 km を実施。期別計画 (第2期) 5.5 kmに対し、2.8 kmが完了。  浸透対策は計画達成。侵食対策も、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。	侵食対策は、期別計画達成に向け順調に進捗。今後も引き続き、整備推進に努める。
点検・評価 (C) R1		
点検・評価 (C) R2		

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] 向けて)		
—	—	—

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の整備 ② 青野ダムの活用				実施目標	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m³/s の洪水調節を行う。																
施策の概要	武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも 40 万 m³ 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。																					
甲武橋地点流量配分																						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>①武庫川遊水地の整備</td> <td>0→20m³/s</td> </tr> <tr> <td>②青野ダムの活用</td> <td>220→260m³/s</td> </tr> </table>										①武庫川遊水地の整備	0→20m³/s	②青野ダムの活用	220→260m³/s									
①武庫川遊水地の整備	0→20m³/s																					
②青野ダムの活用	220→260m³/s																					

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)							
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	
(2)洪水調 節施設の 整備	①武庫川 遊水地 の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	—	—	掘削工事を実施 (V=10,000m³)	工事完了	R1
	②青野ダ ムの活用	洪水調節容 量の拡大	洪水調節容 量の拡大 (操作規則 の適切な変 更)	試行操作の継続 (事前放流容量を 20 万 m³ か ら 40 万 m³ に拡大)	洪水調節容 量の拡大 (事前放流容量を 20 万 m³ か ら 40 万 m³ に拡大)	—	—	H29. 10. 21 台風 21 号に よる出水時、基準雨量 に達したため、事前放 流を実施。	H30. 4. 24 低気圧出水時 H30. 7. 5 梅雨前線出水時 H30. 9. 9 秋雨前線出水時 H30. 9. 30 台風 24 号出水 時、それぞれ基準雨量に 達したため、事前放流を 実施。	R2

※基準雨量：今後 12 時間の予測累加雨量が 20 mm を超えると予測され、かつ、現時刻までの累加雨量と今後 12 時間の予測累加雨量の合計が 80 mm を超えると予測されるとき。

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])			点検・評価 (C) H29			点検・評価 (C) H30		
点検・評価 (C) H28			点検・評価 (C) H29			点検・評価 (C) H30		
<武庫川遊水地>			<武庫川遊水地>			<武庫川遊水地>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に引き続き、掘削工事を実施した。 【掘削累計約 32,000m³ / 掘削計画量約 100,000m³】</li> <li>平成 30 年度の完成に向けて、関係機関との調整を進めるとともに、本体工事（越流堤等）に着手する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度に引き続き、掘削工事を実施するとともに、本体工事（越流堤、排水樋門）に着手した。 【掘削累計約 66,000m³ / 掘削計画量約 100,000m³】</li> <li>平成 30 年度の完成に向けて、関係機関との調整を進め、本体工事（越流堤等）を引き続き実施するとともに、管理用道路等を整備する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度に引き続き、掘削工事、本体工事（越流堤、排水樋門）を実施。</li> <li>平成 31 年 3 月に工事完成。</li> </ul>		
<青野ダム>			<青野ダム>			<青野ダム>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>青野ダムについては H28 年度の事前放流は未実施。事前放流量 20 万 m³ から 40 万 m³ への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね 10 回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。【累計 6 洪水で実施済】 (事前放流は渴水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>青野ダムについては、H29 年度は事前放流を 1 回実施。事前放流量 20 万 m³ から 40 万 m³ への拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね 10 回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。【累計 7 洪水で実施済】 (事前放流は渴水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の試行実績精査の結果、事前放流を実施したが目標水位に達しなかったケースを修正除外した。【累計 8 洪水で実施済】 (事前放流は渴水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要)</li> </ul>		
点検・評価 (C) R1			点検・評価 (C) R2			当室		

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項			
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項			
	1 河川対策			
	(2) 洪水調節施設の整備			
③洪水調節施設の整備		③洪水調節施設の継続検討		
施策の概要		千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)						
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)		実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	H28	H29	H30
(2)洪水調節施設の整備	③洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	(千苅ダム) <ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用の検討に必要なデータ蓄積</li> <li>治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討</li> </ul> (新規ダム) <ul style="list-style-type: none"> <li>栽培・植栽技術の蓄積のため、平成 18 年度から実施している植物植生調査を継続実施</li> <li>新規ダムの課題や環境保全方策等を検討</li> <li>上記検討を踏まえ、千苅ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討</li> </ul>	(千苅ダム) <ul style="list-style-type: none"> <li>千苅ダム地点の降雨データ等(流入量や放流量)を蓄積中。</li> <li>治水活用<sup>*</sup>に係る基本的な方針及び施設構造、治水活用に伴う水量不足及び水質悪化時の補償方法等について、管理者である神戸市と合意。</li> </ul> (新規ダム) <ul style="list-style-type: none"> <li>現地(峡谷部)に植栽している<sup>†</sup>他 3 種のモニタリングを実施</li> <li>ビオトープ(峡谷外)に植栽している<sup>‡</sup>他 8 種のモニタリングを実施</li> <li>現地(峡谷部)に植栽している<sup>§</sup>他 2 種のモニタリングを実施</li> <li>ビオトープ(峡谷外)に植栽している<sup>¶</sup>他 8 種のモニタリングを実施</li> </ul>	(千苅ダム) <ul style="list-style-type: none"> <li>千苅ダム地点の水質データを蓄積中。</li> <li>表層及び底層放流設備の実施設計(新規ダム)</li> <li>現地(峡谷部)に植栽している<sup>†</sup>他 1 種のモニタリングを実施</li> <li>ビオトープ(峡谷外)に植栽している<sup>‡</sup>他 8 種のモニタリングを実施</li> <li>これまでの調査結果のとりまとめを実施</li> </ul>				

\*治水活用の概要:洪水期の3ヶ月間(7月～9月)、千苅ダムの貯水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月～10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約 100 万 m<sup>3</sup> 確保するもの。

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
<千苅ダム>		<千苅ダム>		<千苅ダム>		<千苅ダム>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>千苅ダム流域においては、平成 28 年度は 9 月の洪水時等の水文データを収集した。引き続き、データ蓄積を継続する。</li> <li>治水活用については、管理者である神戸市と協議し、基本的な方針(洪水期である 7 月～9 月に予め水位を 1m 低下させ、空き容量 100 万 m<sup>3</sup> を確保)、施設構造、治水活用に伴う水量不足及び水質悪化時の補償方法等について、管理者である神戸市と基本協定を締結した。平成 30 年度工事着手に向け、引き続き協議を継続していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>千苅ダム流域においては、引き続き、データ蓄積を継続する。</li> <li>治水活用については、基本的な方針(洪水期である 7 月～9 月に予め水位を 1m 低下させ、空き容量 100 万 m<sup>3</sup> を確保)、施設構造、治水活用に伴う水量不足及び水質悪化時の補償方法等について、管理者である神戸市と基本協定を締結した。平成 30 年度工事着手に向け、引き続き協議を継続していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>千苅ダム流域においては、引き続き、モニタリング等を実施する。</li> <li>「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用のため、表層及び底層放流設備の実施設計を行った。令和元年度工事着手に向け、管理者である神戸市と引き続き必要な協議を進めていく。</li> <li>「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。</li> </ul>	
点検・評価 (C) R1		点検・評価 (C) R2					

4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)	

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 2 流域対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	実施目標	「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m <sup>3</sup> /sとする。 また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流城市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。
施策の概要	「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流城市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流城市が協力して整備を進める。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)							
河川整備計画 の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)	H28	H29	実績 (D)	R1	R2	第2期 (H28~R2) 計
2. 流域対策		・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み [H22. 11])	・総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催 ・『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』を一部見直し (H29. 3)	・総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催 ・水防法改正を踏まえ、『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』を一部見直し (H30. 1)	・『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』ファロアップシートの更新(H31. 3末時点)を実施			
(1)貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> )	約5.7万m <sup>3</sup> 着手(未) 約12.3万m <sup>3</sup> 完成(未)	整備継続	整備完了	約1.0万m <sup>3</sup> 完成(学校2箇所、ため池1箇所)	約8.8万m <sup>3</sup> 完成(ため池2箇所)	H30年度完成箇所は無し 累計約11.1万m <sup>3</sup> 完成		
(2)様々な流出抑制対策の推進	①調整池の設置及び保全	総合治水条例に基づく重要調整池の設置 重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認	条例による義務化	総合治水条例に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行	・重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認 ・重要調整池の設置: 2箇所(調整容量約0.4万m <sup>3</sup> )	・重要調整池の設置: 1箇所(調整容量約0.3万m <sup>3</sup> )	・重要調整池の設置: 1箇所(調整容量約0.6万m <sup>3</sup> )		
	②森林保全と公益的機能向上	流出抑制機能の更なる強化に向けた検討 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	人工林の間伐等 (関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	334ha(市)	336ha(市)	289ha(市)			
		森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)	163ha(市)	123ha(市)	146ha(市)		
			高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)	—	31ha(市)	H30実績はなし		

\* 100ha=1km<sup>2</sup>  
(次ページに続く)

(前ページから続き)			期別計画 (P)				実績 (D)						
河川整備計画 の事項・項目		取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30	R1	R2	第2期 (H28～R2) 計
		無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施			
(2)様々な流出抑制対策の推進	②森林保全と公益的機能向上	豪雨時に発生する土砂崩壊や流木による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所(流域)着手	H30までに3箇所(流域)着手	(今後検討)		1箇所(流域)着手	2箇所(流域)着手	2箇所(流域)着手			
		治山事業等による流木・土砂災害防止対策		H25までに29箇所(流域)着手	H30までに24箇所(流域)着手	(今後検討)		9箇所(流域)着手	15箇所(流域)着手	10箇所(流域)着手			
	③水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全(関係機関連携・農業者連携)	10,141ha(市域) 優良農地(農振農用地)	10,157ha(市域) 優良農地(農振農用地)	(今後検討)		10,077ha(市域)	10,058ha(市域)	(精査中)			
		水田貯留の実施	課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施				神戸市北区道場町、宝塚市玉瀬、三田市川除等でせき板を配付	神戸市北区道場町、三田市川原等でせき板を配付	神戸市北区道場町、三田市大原等でせき板を配布			
④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施					・県営住宅1箇所で整備完了(伊丹西野第6)	・県営住宅4箇所で引き続き整備中 ・わかば西小学校、小田中学校で雨水浸透施設設置(尼崎市) ・呉羽ポンプ場内雨水タンク設置(西宮市)	・県営住宅4箇所で引き続き整備中 ・わかば西小学校、小田中学校で雨水浸透施設設置(尼崎市) ・長尾中学校に貯留施設・浸透施設設置。(宝塚市) ・呉羽ポンプ場内雨水タンク設置(西宮市)			
		各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進					助成基數66件(市域) (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,371件(市域)]	助成基數49件(市域) (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,420件(市域)]	助成基數58件(市域) (尼崎市7件、西宮市19件、伊丹市10件、宝塚市16件、三田市6件の合計) [累計1,478件(市域)]			
		道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施					・約6.7km(市域) (尼崎市、西宮市) [累計約178km(市域)]	・約5.6km(市域) (尼崎市、西宮市) [累計約184km(市域)]	・約1.0km(市域) (尼崎市0.6km、西宮市0.4km) [累計約185km(市域)]			
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進					・約5,500m <sup>2</sup> (市域) (神戸市域除く) ・H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済	・約10,650m <sup>2</sup> (市域) (神戸市域除く) ・H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用	・約12,350m <sup>2</sup> (市域) ・透水性舗装335m <sup>2</sup> (県立甲山森林公園)			

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
・貯留施設は、県立高校2校(神戸北、有馬)、ため池1箇所(三田池)で整備が完了した。また、ため池2箇所(有野大池・平井の池、計画貯留量:約8.8万m <sup>3</sup> )で整備が完了した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。	・貯留施設は、ため池2箇所(有野大池・平井の池、計画貯留量:約8.8万m <sup>3</sup> )で整備が完了した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。	・貯留施設は、ため池2箇所(有野大池・平井の池、計画貯留量:約8.8万m <sup>3</sup> )で整備が完了した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。	・貯留施設は、平成30年度完成箇所はなかったが、鎌ヶ谷大池、名塩ダムの流域対策に着手した。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進していく。	・重要調整池の新たな指定は1箇所。引き続き、総合治水条例に基づき県関係部			

<ul style="list-style-type: none"> <li>総合治水条例に基づき開発者に対し適切な指導を行い、重要調整池が2箇所（調整容量約0.4万m<sup>3</sup>）設置された。引き続き、県関係部局及び流城市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（H26年3月）に基づき、引き続き整備に取り組む。</li> <li>水田貯留は、昨年度までの神戸市北区道場町等に加え、宝塚市玉瀬及び三田市川除でセキ板を配付し、取り組みが広がった。</li> <li>各戸貯留は、流城市的助成基數の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>浸透施設（道路側溝、宅内配水等）整備については、尼崎市、西宮市で約6.7kmの整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>	<p>局及び流城市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山地防災・土砂災害対策計画（H30年3月）に基づき、引き続き整備に取り組む。</li> <li>水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町、三田市川原等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</li> <li>各戸貯留は、流城市的助成基數の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>浸透施設（道路側溝、宅内配水等）整備については、尼崎市、西宮市で約5.6kmの整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>	<p>局及び流城市と連携を図りながら開発者を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林保全は、人工林の間伐や表土浸食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第3次山地防災・土砂災害対策計画（H30年3月）に基づき、引き続き整備に取り組む。</li> <li>水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町、三田市大原等でセキ板を配布し、「セキ板1,000枚配布大作戦」に基づき、着実に取り組みが広がっている。</li> <li>各戸貯留は、流城市的助成基數の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>浸透施設（道路側溝、宅内配水等）整備については、尼崎市、西宮市で約1.0kmの整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>
<p>点検・評価（C） R1</p>	<p>点検・評価（C） R2</p>	

#### 4. 改善（A）（第3期[R3～R7]に向けて）

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	実施目標 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。
施策の概要	減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。 (1) 水害リスクに対する認識の向上(知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る) (3) 的確な避難のための啓発(逃げる) (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	

1. 期別計画(P)			2. 実績(D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画(P)				実績(D)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	H28	H29	H30	R1
3. 減災対策	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 【県、市】	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 【県、市】	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み[H22. 11])	総合治水条例に基づく 「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催	総合治水条例に基づく 「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催	・『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォロアップシートの更新(H31. 3末時点)を実施				
①水害リスクを知る機会の提供	住民が水害リスクを知る機会を教多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等 【県、市】	体験型講座の開催と手づくりHM作成等の促進	住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 26 回) それを基に手づくりハザードマップを作成(市 32 地区)	・県立・人と自然の博物館「みんなで取り組む総合治水展」の開催(県) ・住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 22 回) ・それを基に手づくりハザードマップを作成(市 25 地区)	・県立人と自然の博物館、パンドー神戸青少年科学館にて「みんなで取り組む総合治水展」の開催(県) ・住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 23 回)(尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市) ・手づくりハザードマップを作成(市 22 地区)				
(1)水害リスクに対する認識の向上(知る)	②水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップ(以下、HM)への改良・強化【市】	HMの改良及び内水HMの作成・公表	神戸市、西宮市、宝塚市でHM改訂 【土砂災害特別警戒区域の標記を追加、避難情報の名称変更についての説明を追加等】	・土砂災害特別警戒区域の追加、避難所情報の時点修正等を改訂。6月上旬から全戸配布(神戸市) ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図にかかる猪名川・灘川のHMを作成・HPで公表(尼崎市) ・洪水HM更新、内水HM作成。両者を合わせた防災マップ&便利帳を全配布(伊丹市)	・6月上旬から全戸配布を実施。土砂災害特別警戒区域の追加、避難所情報の時点修正等の改定を行った。(神戸市) ・土砂災害わが家の避難マップ配布(新規土砂災害特別警戒区域のみ)(神戸市) ・想定最大規模降雨による洪水HMとしてH31. 4更新(尼崎市) ・内水HM市全域H31. 4更新(尼崎市) ・防災ブックの作成配布(尼崎市) ・全市版防災マップ、平成31年3月改訂(西宮市) ・内水ハザードマップの全域作成済み(伊丹市) ※防災マップ&市民ペーパー帳を全戸配布 ・WEB版の更新で最大浸水想定の閲覧可能とした(宝塚市) ・市域全図改訂(H31. 2)、配布(三田市)				

			CGHMで整備した映像等の継続公開【県】と活用方法の検討【市】	CGHMの継続公開と活用方法の検討	現行の CGHM に H26 の浸水実績を追加拡充して継続公開	現行の CGHM を継続公開	現行の CGHM を継続公開		
③防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、N P O 等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施【県、市】	住民や NPO 等への研修及び出前講座の継続実施	・県 88 回(防災リーダー講座〔県〕、出前講座〔市〕)、市 284 回〔市〕の研修会等を開催 ・防災リーダー講座修了者 106 人〔市〕	・県 78 回(防災リーダー講座〔県〕、出前講座〔市〕)、市 193 回〔市〕の研修会等を開催 ・防災リーダー講座修了者 87 人〔市〕	・県 97 回(防災リーダー講座〔県〕、出前講座〔市〕)、市 264 回〔市〕の研修会等を開催 ・防災リーダー講座修了者 163 人〔市〕			
		行政担当職員に対する研修の充実【県、市】	行政職員を対象にした研修の継続実施及び充実	県 9 回〔局〕、市 10 回〔市〕の研修会を開催	県 9 回〔県〕、市 18 回〔市〕研修会を開催	県 8 回〔県〕、市 113 回〔市〕研修会を開催			
(2)情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)	①避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	防災情報の提供体制の充実【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災スマートフォンアプリ『KOBE そなえとう』の配信開始。『KOBE 防災啓発ポータルサイト SONAE to U ?』( <a href="http://www.kobe-so-nae.jp/">http://www.kobe-so-nae.jp/</a> )との連携と多言語対応により、防災に触れる機会の充実を図った。オフライン時でも閲覧可能なハザードマップの搭載などにより市民への防災情報伝達手段を拡充（神戸市） ・Yahoo!防災速報による災害情報の発信、サンドアート動画「避難勧告！その時、どうする」の作成・配信等(神戸市) ・防災スピーカーによる定期放送の充実、緊急告知ジオ購入費補助の充実等(西宮市) ・ひょうご防災ネットの12か国語対応に伴い周知チラシを作成。出前講座や窓口で配布し登録者数増に努める(宝塚市)等	・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信 ・防災行政無線の整備が進み、一斉即時に音で住民へ情報伝達が可能になった。(宝塚市)			
	避難勧告等に関する情報を迅速に提供(市)	同報無線・移動無線の充実【市】	無線施設の整備促進及び適切な維持管理の実施	市で 35 基〔市〕の無線を整備(累計 492 基)	市で 62 基〔市〕の無線を整備(累計 558 基)	市で 31 基〔市〕の無線を整備(累計 589 基)			
②河川情報の伝達	武庫川下流部における「洪水予報」の実施(気象台共同)	「洪水予報」の実施【県】	「洪水予報」の継続実施	「洪水予報」の継続実施	「洪水予報」の継続実施	「洪水予報」の継続実施			
	迅速な避難活動の支援<水防上重要な箇所>	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信	河川監視カメラ(10 基)による継続配信を実施	河川監視カメラ(10 基)による継続配信を実施	河川監視カメラ(10 基)による継続配信を実施			
②河川情報の伝	サイレン・回転灯の設置【県】	設置済みのサイレンと回転灯 7 基の安定作動の確保	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施	サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施			

	達	水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信		
		地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信	HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施	HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施 ・NHK データ放送で河川監視カメラ (CCTV) の画像を配信開始 (H29. 6)	HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施 ・Yahoo! JAPAN の「天気」のページで河川監視カメラの画像(74基)を配信開始 (H30. 6~) ・HP「河川監視システム」の配信能力の向上を図るために、システム改修を実施 (H30. 12)		
	③水防体制の強化	大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習の実施	県 1 回(回) (L アラート県域全体訓練 1 回)、市 36 回(回) (土のう積み訓練、水防工法訓練等) を実施	県 1 回(回) (L アラート県域全体訓練 1 回)、市 54 回(回) (土のう積み訓練、水防工法訓練等) を実施 ・人命救助実働訓練、介護老人保健施設での屋内避難訓練 (神戸市)	県 1 回(回) (L アラート県域全体訓練 1 回)、市 8 回(回) (土のう積み訓練、水防工法訓練等) を実施 ・消防訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練等 (神戸市) ・水防工法習得訓練、自主防災組織委員への指導等 (伊丹市) ・市内協定団体及び市関係課職員による土のう積み訓練 (宝塚市) ・避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、災害要援護者安否確認訓練など (丹波篠山市)		
		防災態勢の強化 (市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施	12 回実施(回)	15 回実施(回)	8 回実施(回)		
(3)的確な避難のための啓発(逃げる)	①自助の取組の推進	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の学習会や防災訓練での手づくり HM 等の活用	・市政出前講座や防災学習等で手づくり HM を活用 (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、篠山市)	・地域の防災学習回や訓練等、手作り HM の活用実績回数 計約 54 回 (尼崎市、西宮市、伊丹市、丹波篠山市) ・小学校区における自主防災組織合同訓練において、洪水歩行体験や都市型浸水防止工法展示 (伊丹市) ・手作り HM を使った避難訓練実施や展示 (西宮市、尼崎市)	・地域の防災学習回や訓練等、手作り HM の活用実績回数 計約 54 回 (尼崎市、西宮市、伊丹市、丹波篠山市) ・小学校区における自主防災組織合同訓練において、洪水歩行体験や都市型浸水防止工法実施 (伊丹市) ・地域の防災学習にて、手づくり HM 等により危険個所の点検等を行った。(丹波篠山市)		
		各種防災情報の入手方法の啓発	「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数 40,000 件/年(H25迄) (県)の確保 ※H26 以降の目標 : 120,000 件/年	H28 新規登録件数 61,500 件(県)	H29 新規登録件数 75,700 件(県)	H30 新規登録件数 107,000 件(県)		

②共助の取組の推進	水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難（市）	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要援護者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援登録台帳等の整備、情報共有化等の取り組みを継続実施（流域市全体）</li> <li>・災害時要援護者、名簿収集 67 地区・団体、177,000 人に関して支援体制づくり（神戸市）</li> <li>・10 施設の防災訓練に協力・支援を実施。「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を作成し、啓発。避難行動要支援者名簿の作成および更新（尼崎市）</li> <li>・避難支援団体に新たに 4 団体が加わり、29 団体が登録（西宮市）</li> <li>・自治会等を対象とした説明会を計 34 回実施。新たに 30 団体が避難組織を立ち上げ、合計で 35 団体に民生委員・児童委員会連合会の避難支援組織の立ち上がりにより、全市域での取り組みを開始（宝塚市）</li> <li>・全区・自治会 182 に占める共有 92.9%（三田市）</li> <li>・県立尼崎小田高校と地域住民・特別養護老人ホームが協働して避難訓練を実施（尼崎市）</li> <li>・自治会防災プラン作成ツールを提供（伊丹市）</li> <li>・7 小学校区において、市の補助制度を活用した訓練を実施（三田市）など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者、名簿収集 76 地区・団体、178,596 人に関し支援体制づくり（神戸市）</li> <li>・災害時要援護者支援防災訓練を実施（道場町）①支援者から要援護者全員への情報伝達② 8か所の避難訓練場所に、支援者が要援護者を避難誘導し、誘導完了後は、帰宅支援を実施。（神戸市）</li> <li>・「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」に基づき、啓発。避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行い、協力をいただける地域（自治会・町会等）への名簿情報の提供（尼崎市）</li> <li>・県立尼崎小田高校と地域住民・特別養護老人ホームが協働して避難訓練を実施（尼崎市）</li> <li>・県立尼崎西高校が地域住民と協働して避難所キャンプを実施（尼崎市）</li> <li>・関西大学社会安全学部が尼崎市難病団体連絡協議会と協働して難病患者の災害時避難支援カーネを作成（尼崎市）</li> <li>・新たに 3 団体が加わり、市全体で避難支援団体が計 32 団体（519 人について記載の登録者名簿を地域へ提供）（西宮市）</li> <li>・防災部局とともに制度の周知を行い、自治会等を対象とした説明会を計 54 回実施。新たに 13 団体が避難組織を立ち上げ、合計で 47 団体になった。また個人情報の提供に同意した要援護者数も計 2,263 人となった。（宝塚市）</li> <li>・避難行動要支援者名簿を保有しており、関係部局との共有を図っている。（伊丹市）</li> <li>・自治会防災プラン作成ツールを提供（伊丹市）</li> <li>・避難行動要支援者約 5,500 名を登録。内 3,044 名の名簿を 171 区・自治会と共有（共有率 <math>171/181=94.4\%</math>）（三田市）</li> <li>・小学校区において、市の補助制度を活用した訓練を実施。（三田市）</li> <li>・災害時要援護者の安否確認訓練の実施（丹波篠山市）</li> </ul>	

					<p>&lt;第7回懇話会以降追加項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者施設の避難確保計画策定状況 (計画策定数／対象施設数) 神戸市 0/311 =0.0% 尼崎市 0/908 = 0.0% 西宮市 0/356 = 0.0% 伊丹市 97/145 =66.9% 宝塚市 0/95 = 0.0% 三田市 0/7 = 0.0% 篠山市 0/0 = 0.0%</li> <li>・H30.9.10に「水防法改正に伴う要配慮者利用施設向けの避難確保計画作成に係る講習会」を開催予定(神戸市)</li> <li>・市HPに要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等の義務化及び計画作成、提出先を掲載(神戸市)</li> <li>・H30.5.31 庁内会議において、水防法改正による計画策定に係る連携・協力を府内に要請(尼崎市)</li> <li>・関係部署が所管する施設の調査、要配慮者利用施設名称等の時点修正を実施(尼崎市)</li> <li>・H30.2に施設管理者を対象に法改正の説明及び避難確保計画の作成を行う説明会を実施(伊丹市)</li> <li>・説明会で伊丹市版の作成例を提示(伊丹市)</li> <li>・市全体での共通認識を持つため、防災部局だけでなく、福祉部門・教育部門との協力・指導体制を要綱で定めた。(伊丹市)</li> <li>・対象施設と調整中(西宮市)</li> <li>・H30.3 施設管理者を対象に説明会を実施(宝塚市)</li> <li>・H30.6 対象施設に「計画策定義務化」に関する周知文書を送付し、策定状況確認を実施した(篠山市)</li> </ul>	
③公助の取組の推進	住民の避難判断の支援	再掲 防災情報の提供体制の充実 【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信</li> <li>・Yahoo!防災速報による災害情報の発信、サンドアート動画「避難勧告！その時、どうする」の作成・配信等(神戸市)</li> <li>・防災スピーカーによる定期放送の充実、緊急告知シナリオ購入費補助の充実等(西宮市)、</li> <li>・ひょうご防災ネットの12か国語対応に伴い周知チラシを更新。出前講座や窓口で配布し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は氾濫予測システムの運用を継続実施、各種防災情報を継続発信</li> <li>・防災スマートフォンアプリ『KOBE そなえとう』の配信開始。『KOBE 防災啓発ポータルサイト SONAE to U ?』(<a href="http://www.kobe-so-nae.jp/">http://www.kobe-so-nae.jp/</a>)との連携と多言語対応により、防災に触れる機会の充実を図った。オフラインで時でも閲覧可能なハザードマップの搭載などにより市民への防災情報伝達手段を拡充(神</li> </ul>	

				引き続き登録者数増に努める（宝塚市）	戸市) <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ FM 難聴地域解消（生瀬中継局建設）（西宮市）</li> <li>・登録制メールの周知継続による登録者増（宝塚市）</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接市間で避難情報の共有</li> <li>・隣接市の避難所の相互活用の検討【市】</li> </ul>	避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町）</li> <li>・ハザードマップへ市域外の避難所などの追加を検討（西宮市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町）</li> <li>・池田市の学校を本市の避難所と指定（伊丹市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町相互間の災害時応援協定を締結（各市町）</li> <li>・隣接市と避難所等の相互利用について協議（西宮市）</li> <li>・川西市と避難所に関する協定あり（宝塚市）</li> <li>・池田市の学校を本市の避難所として指定している。（伊丹市）</li> </ul>	
	住民の避難判断の助けとなるような公助の取組（市）	避難経路等の屋外表示の検討【市】	避難経路等の屋外表示の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所・避難所等に、ピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。（神戸市）</li> <li>・臨海部を中心とした 30 箇所の学校と周辺に誘導板を設置。（尼崎市）</li> <li>・緊急避難場所看板・各指定避難所屋外表示等を設置。（西宮市・三田市）</li> <li>・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所・避難所等に、ピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた表示板を設置。（神戸市）</li> <li>・指定避難場所と津波等時避難場所を兼ねる市内 67ヶ所の公立の小・中・高等学校のうち、主に河川沿い及び臨海部を中心とした 37ヶ所の学校周辺に誘導板を設置（西宮市）</li> <li>・WEB 版防災マップのシールを市内 230 箇所の広報板に貼付（宝塚市）</li> <li>・市内 171 箇所のコミュニティ掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲示（伊丹市）</li> <li>・各指定避難所に屋外表示を設置済（三田市）</li> </ul>		
(4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスクに対する認識の向上</li> <li>・減災のための土地利用や上層階避難が可能かつ堅牢な建物への誘導等【県、市】</li> </ul>	危険度マップの作成と同マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中</li> <li>・出前講座での住民啓発活動や開発業者へのハザードマップ確認依頼等を各市で実施</li> <li>・各種ハザードマップを盛り込んだ「尼崎市防災ブック」の内容を防災セミナーなどの機会を捉えて、市民に周知（尼崎市）</li> <li>・出前講座にて啓発行動（西宮市・宝塚市）</li> <li>・要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において水害リスクを啓発実施（伊丹市）</li> <li>・各アンダーパスにおいて水位表示板を設置済（三田市）</li> <li>・指定の緊急避難場所と指定避難助を兼ねた公立の小・中・高等学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表（武庫川、有馬川）</li> <li>・「尼崎市防災ブック」の内容を防災セミナーや市政出前講座などで周知（尼崎市）</li> <li>・出前講座にて啓発活動を行っている。43回、3,128人（西宮市）</li> <li>・出前講座での住民啓発、開発業者へのハザードマップ確認依頼を実施（宝塚市）</li> </ul>		

						周辺に、その経路を示す避難誘導板を設置 (尼崎市)		
②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策（電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等）【県、市】	建物の耐水化等の検討・実施		・県は「建物等の耐水機能に係る指針」により耐水化を促進 ・校舎改築に伴い、電気設備を校舎屋上に設置（伊丹市） ・防災センター設備（自家発電機・燃料槽）を屋上に設置（伊丹市） ・防災センター設備（自家発電機・燃料槽）を屋上に設置（伊丹市）	・県は「建物等の耐水機能に係る指針」により耐水化を促進 ・令和元年度に、市役所電気施設の浸水対策を実施すべく実施設計を行った。（尼崎市） ・校舎改築に伴い、電気設備を屋上に設置（尼崎市） ・防災センター設備（自家発電機・燃料槽）を屋上に設置（伊丹市） ・防災センター設備（自家発電機・燃料槽）を屋上に設置（伊丹市）		
③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率 15% (県) (当面の目標)	加入率 9.4% (県) (うち、6.9% (市))	加入率 9.5% (県) (うち、6.9% (市))	加入率 9.6% (県) (うち、7.1% (市))		

<凡例> (県) : 全県の合計値、(局) : 関係 4 県民局全体の合計値、(市) : 流域 7 市域全体の合計値、(圈) : 武庫川流域 + (尼崎・西宮両市の南部地域) の合計値

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上（知る）】 尼崎市・西宮市・伊丹市・三田市・篠山市では、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。神戸市ではサンドアート動画「避難勧告！その時、どうする」を作成し各種メディアで配信、西宮市では防災スピーカーによる定期放送を充実、宝塚市ではひょうご防災ネットの多言語対応化の周知チラシを配布するなど、各市において防災情報提供体制の充実を図った。今後も県・市とともに住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。</li> <li>【的確な避難のための啓発（逃げる）】 流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策（台帳整備や情報共有等）を実施。宝塚市では自治会防災プラン作成ツールを作成配布した。今後も住民が安全かつスマーズに避難するための取り組みを推進していく。</li> <li>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図の作成中。宝塚市では、開発業者に対しハザードマップの事前確認を求めることとした。今後、県・市は水害に備える対策を幅広に検討し、実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上（知る）】 流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。伊丹市では洪水歩行体験、都市型浸水防止工法展示など、実践的な講座・展示を行った。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成 29 年 6 月より NHK データ放送で河川監視カメラ（CCTV）の画像配信を開始した。神戸市では、防災スマートフォンアプリ「KOBE そなえとう？」を配信開始、西宮市ではコミュニティ FM の難聴地区解消、宝塚市では、登録制メールの周知継続による登録者数増など、各市において防災情報提供体制の充実を図った。今後も県・市とともに住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。</li> <li>【的確な避難のための啓発（逃げる）】 流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策を実施。これまでからの台帳整備や情報共有に加え、支援組織の立上げや施設と学校等との連携、地域と災害時要援護者による避難訓練などの取組みが広がっている。今後も住民が安全かつスマーズに避難するための取り組みを推進していく。</li> <li>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表。流域各市では水害リスクの啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広に検討し、実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上（知る）】 流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。県では「みんなで取り組む総合治水展」を前年度に加え、神戸青少年科学館でも開催した。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成 30 年 6 月より NHK データ放送に加え、Yahoo! JAPAN でも河川監視カメラ（CCTV）の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。今後も県・市とともに住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。</li> <li>【的確な避難のための啓発（逃げる）】 流域各市では災害時要援護者の避難を支援する方策を実施。これまでからの台帳整備や情報共有に加え、支援組織の立上げや施設と学校等との連携、地域と災害時要援護者による避難訓練などの取組みが広がっている。今後も住民が安全かつスマーズに避難するための取り組みを推進していく。</li> <li>【水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表。流域各市では水害リスクの啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広に検討し、実施していく。</li> </ul>
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	

#### 4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用	実施目標	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
施策の概要	河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の渇水流量が1.43m³/sであり、概ね正常流量（1.5m³/s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水		

1. 期別計画（P）				2. 実績（D）									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）		R1	R2			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	H28	H29	H30				
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	—	—	—	慣行水利権を許可水利権へ切替えた事により、慣行水利権が1件減少した（全218件中14件が事業予定箇所）	流域内218件中14件が事業予定箇所	流域内218件中14件が事業予定箇所	R1	R2		
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。					点検指標に該当する事案がなかったため未実施	許可水利権への切替えはなし				
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進（関係機関連携）	節水の啓発・水利用の合理化					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。</li> <li>・水道週間で啓発、横断幕、のぼりの掲示、ティッシュの配布等を実施（神戸市、宝塚市）</li> <li>・水道週間にて施設見学等のイベントを実施。（企業庁）</li> <li>・ため池管理講習会を実施（篠山市）</li> </ul>				R1	R2	
		雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進				助成基數66件① (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計)	助成基數49件① (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計)	助成基數56件① (尼崎市7件、西宮市19件、伊丹市10件、宝塚市14件、三田市6件の合計)				

## 3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～R2]）

点検・評価（C） H28

点検・評価（C） H29

点検・評価（C） H30

<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 年度については、正常流量 1.5m<sup>3</sup>/s を概ね確保できている。今後もより豊かな流量の確保に努める。</li> <li>・事業予定箇所に存在する 14 件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。</li> <li>・自治体の有収率を確認し、大きな変動はなかった。有収率が著しく悪化した場合には、水道事業者に原因説明や改善を要請する。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29 年度については、正常流量 1.5m<sup>3</sup>/s を概ね確保できている。</li> <li>・H30 年度、夏季高水温により魚類、水生生物の大幅な減少が報告された。今後、その対策について検討していく必要がある。</li> <li>・事業予定箇所に存在する 14 件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32

#### 4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的な水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用	実施目標	渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
施策の概要	渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)					
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)	H28	H29	実績 (D)	R1	R2
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)		
(1) 渇水調整および広域的な水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時)渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	2月に青野ダム貯水率が約40%となり、流域の水利権者に呼びかけ青野ダム渇水対策連絡会議を開催		
	広域的な水融通の円滑化(関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施	広域的な水融通を行う連絡管の概略設計及び現地測量を実施。(県企業庁)	広域的な水融通を行う連絡管の詳細設計を実施。(県企業庁)	広域的な水融通を行う連絡管の工事に着手。(県企業庁)		
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時)消防用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。		

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		
点検・評価 (C) H28		
<ul style="list-style-type: none"> <li>渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能なため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>		
点検・評価 (C) H31	点検・評価 (C) H32	点検・評価 (C) H30
		<ul style="list-style-type: none"> <li>渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>給水ネットワークの整備については、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手した。各市町水道事業においては、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能なため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)
------------------------------

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 3 健全な水循環の確保	実施目標	兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保
施策の概要	流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。 なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。		

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）		実績（D）				
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	
3. 健全な水循環の確保	森林、農地、ため池の整備や適正な管理（関係機関連携）	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集		雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ゲム貯水位等のデータを蓄積。	雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ゲム貯水位等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ゲム貯水位等のデータを蓄積		
		再掲 人工林の間伐等（関係機関連携・住民連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）		334ha <small>市</small>	336ha <small>市</small>	289ha <small>市</small>		
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	(今後検討)	163ha <small>市</small>	123ha <small>市</small>	146ha <small>市</small>	
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導（混交林整備）	100ha 着手 <small>市</small> (篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	(今後検討)	—	31ha <small>市</small>	H30 実績はなし	
		再掲 水田の保全（関係機関連携・農業者連携）	10, 141ha <small>市</small> 優良農地（農振農用地）	10, 157ha <small>市</small> 優良農地（農振農用地）	(今後検討)	10, 077ha <small>市</small>	10, 058ha <small>市</small>	(精査中)	
	ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備		ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施		・ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施 ・ため池防災点検マニュアルを作成し、ため池管理者講習会を実施（篠山市）	・ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施		
		再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進		・約 5, 500m <sup>2</sup> 局 (神戸市域除く) ・H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済	・約 10, 650m <sup>2</sup> 局 (神戸市域除く) ・H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用	・約 12, 350 m <sup>2</sup> 局 ・透水性舗装 335 m <sup>2</sup> （県立甲山森林公園）		
	貯留浸透施設の整備（関係機関連携）	再掲 浸透ます等の整備（道路側溝の浸透化）	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施		・約 6.7km <small>市</small> (尼崎市、西宮市) [累計約 178km <small>市</small> ]	・約 5.6km <small>市</small> (尼崎市、西宮市) [累計約 184km <small>市</small> ]	・約 1.0 km <small>市</small> (尼崎市、西宮市) [累計約 185 km <small>市</small> ]		

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～R2]）		
点検・評価（C） H28	点検・評価（C） H29	点検・評価（C） H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約 6.7km の整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約 5.6km の整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約 1.0km の整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>
点検・評価（C） R1	点検・評価（C） R2	

4. 改善（A）（第3期 [R3～R7] に向けて）

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				実施目標	武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。 (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出 (武庫川下流部掘込区間) 磯河原の再生 (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生			
	第3節 河川環境の整備と保全に関する事項					(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方 (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部			
施策の概要	河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。 (水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会※の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。)								
	※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会								

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等をとりまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	—	—	—					
	「2つの原則」のパンフレットの作成	パンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	—	—	—					
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施			武庫川漁協等が行ったアユの産卵場造成やアドバート制度を活用した地域活動について、申請手続きの迅速化、資材・技術面等のサポートを実施	・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加 ・武庫川漁協等が行うアユの産卵場づくりは雨天中止	・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加			
(1)「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施			・武庫川上流部において「川づくり計画図」等に基づき工事を実施 ・武庫川中流部武田尾地区において、工事範囲内に生息する希少種サツキ、アオヤギバナ、ヒナランを工事範囲外に移植または苗植栽した。	・環境の「2つの原則」第3回専門委員会を開催し、武庫川下流部掘込区間の「川づくり計画図」を作成 ・上流部において同計画図に基づき工事を実施 ・武庫川中流部武田尾地区で移植または苗植栽した希少種のモニタリングを実施。3種とも再生・復元目標の個体数以上の生残を確認。	・上流部において同計画図に基づき工事を実施 ・武庫川中流部武田尾地区で移植または苗植栽した希少種のモニタリングを実施。			
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施			—	—	—			
(2)「2つの原則」を適用した河川整備	①下流部築堤区間	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	—	—	・潮止堰撤去着手 ・1号床止工着手・撤去	潮止堰撤去完了	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置	—	

の実施箇所における主な対策		上流側床止めの魚道改良	-	-	-	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施	・下流部1～8号床止工付近でアユの遡上・分布調査を実施 ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置	・下流部1～8号床止工付近でアユの遡上・分布調査を実施 ・2号床止工で簡易な鋼製魚道を改良して再度試験設置					
		干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施	-	低水護岸の残存鋼矢板を活用して、干潟形成について経過観察中。	低水護岸の残存鋼矢板を活用して、干潟形成について経過観察中。			
②下流部掘込区間	磯河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や磯河原の比高を考慮した河床掘削	河川改修にあわせて実施			河川改修の進捗にあわせて実施するため今年度は未実施	河川改修の進捗にあわせて実施するため今年度は未実施	名塩道路工事に伴う河積確保のため一部河道掘削を実施した際、川づくり計画にあわせ比高を考慮して実施。					
	外来植物の除去	・河床掘削によるケガレヌク・カヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したケガレヌク・カヤの除去	河川改修にあわせて実施										
	代償措置としての磯河原の再生	区間外での磯河原の再生	必要に応じて実施										
③上流部	移動性が低い生物の移植対策	オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施		-	-	・オグラコウホネの保全対策を継続実施（経過観察、現在も良好に生育） ・二枚貝の移植を実施	・オグラコウホネの保全対策を継続実施（経過観察、現在も良好に生育） ・二枚貝の移植を実施	H30台風20号21号により下流側のオグラコウホネ生育地が流失。対策を検討中。				
	みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施		-	-	瀬・淵の再生など、河川改修区間ににおいて実施	瀬・淵の再生など、河川改修区間ににおいて実施	瀬・淵の再生など、河川改修区間ににおいて実施				
	瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施		-	-							
	ワンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施		-	-							
	オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施		-	-							
	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	区間外での瀬・淵やワンド等の創出	必要に応じて実施			区間内で瀬・淵やワンドを創出しているため、区間外での代償措置の必要なし	区間内で瀬・淵やワンドを創出しているため、区間外での代償措置の必要なし	区間内で瀬・淵やワンドを創出しているため、区間外での代償措置の必要なし					

### 3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])

#### 点検・評価 (C) H28

(武庫川下流部築堤区間)

- ・H28年度に実施した河床掘削工事の区間ににおいて、水環境に対する影響を把握するため、水質検査等を行った。
- ・H28年度は、下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。
- (武庫川上流部)
  - ・「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 ( $L=0.06\text{km}$ ) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚貝の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。
  - ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。

#### 点検・評価 (C) H29

(武庫川下流部築堤区間)

- ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。(武庫川下流部堀込区間)
- ・環境の「2つの原則」第3回専門委員会を開催し、「川づくり計画図」を作成。(武庫川上流部)
- ・「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 ( $L=245\text{m}$ ) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚貝の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。
- ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。

#### 点検・評価 (C) H30

(武庫川下流部築堤区間)

- ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造について検討を進めていく。(武庫川下流部堀込区間)
- ・名塩道路工事に伴う河積確保のため一部河道掘削を実施した際、川づくり計画にあわせ比高を考慮して実施。(武庫川上流部)
- ・「川づくり計画図」に基づき、河道掘削工事 ( $L=95.5\text{m}$ ) を実施した。工事に併せて、オギ群集再生のための現地表土の再利用を行った。また、二枚貝の移植を実施し、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。オグロコウホネ生育地流失については、保全対策を検討中。
- ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。

#### 点検・評価 (C) R1

#### 点検・評価 (C) R2

### 4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	実施目標	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
施策の概要	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)					
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)		実績 (D)			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29
(3)天然アユが遡上する 川づくり	関係機関や 地域住民との 適切な約 割分担のも と、必要な 対策を検討 し実施可能 な対策に取 り組む（住 民連携）	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚道の改 善やみお 筋の確保 などによる 移動の連 続性の向 上</li> <li>産卵場及 び稚魚期 の生息場 所の確保</li> <li>必要に応 じた生息 実態の追 加調査等</li> </ul> <p>魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工下流において、産卵場造成、専門家を交えた生物観察会を実施。 (H28. 10. 29)</li> <li>2号床止工で簡易な鋼製魚道を試験的に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工下流において、産卵場造成、専門家を交えた生物観察会を計画したが、雨天のため中止となつた。</li> <li>2号床止工で簡易な鋼製魚道を改良して再度試験的に設置</li> </ul>	R1	R2

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
<ul style="list-style-type: none"> <li>アユなどの魚類にとってより望ましい川づくりに向け、取組を実施。</li> <li>各取組の結果等を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、魚道構造等について検討していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>アユなどの魚類にとってより望ましい川づくりに向け、取組を実施。</li> <li>簡易鋼製魚道は、住民でも簡単に移動可能な魚道として、H28、H29の二箇年をかけて人と自然の博物館、芸術大学と連携して開発に取り組んできた。今後、制作や設置のノウハウをとりまとめ住民運動ツールとして情報発信していく。</li> <li>各取組の結果等を踏まえ、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、河川改修に合わせた床止工改築の際の魚道構造等について検討していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>アユなどの魚類にとってより望ましい川づくりに向け、取組を実施。</li> <li>簡易鋼製魚道は、住民でも簡単に移動可能な魚道として、H28、H29の二箇年をかけて人と自然の博物館、芸術大学と連携して開発に取り組んできた。今後、制作や設置のノウハウをとりまとめ住民運動ツールとして情報発信していく。</li> <li>H29の結果をもとに形状を改良し、H30に再度仮設置して実験を試みたが、水位が高く好データが得られなかつたため、H31春に再設置して実験中。</li> <li>夏季高水温による個体減少が顕著であったため、今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、対策を検討していく。</li> </ul>	
点検・評価 (C) R1		点検・評価 (C) R2			

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好的な景観の保全・創出				実施目標		自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。					
	施策の概要		武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。									
1. 期別計画（P）			2. 実績（D）				実績（D）					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2
2. 良好的な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。				上流部において武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。	上流部において武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。	上流部において武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。			
			堤内地等治水上支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。					堤防強化対策工事等で掘削した堤防法面を張芝で復旧し、緑化修景。	堤防強化対策工事等で掘削した堤防法面を張芝で復旧し、緑化修景。	堤防強化対策工事等で掘削した堤防法面を張芝で復旧し、緑化修景。		
		<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等	樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討				「治水上等の支障となる影響が大きいものを除き、可能な限り保全に努める」方針を第6回懇話会で説明し、了承を得る。  巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 570本 (尼崎市武庫町45、武庫豊町135、南武庫之荘292、西宮市小曾根88、小松東10) ・武庫川有馬川合流点付近 12,000m <sup>2</sup>	「治水上等の支障となる影響が大きいものを除き、可能な限り保全に努める」方針に基づき専門家の意見を聞きながら施工した。  巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 1,127本 (尼崎市武庫町458、西宮市甲子園口北町669) ・三田市広野 (443本) ・三田市藍本 (1712本)	「治水上等の支障となる影響が大きいものを除き、可能な限り保全に努める」方針に基づき専門家の意見を聞きながら施工した。  巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 316本 (尼崎市武庫豊町外86本、大島145本、西宮市堤町外63本、樋ノ口町外24本) ・三田市東本庄 (50本)			
			<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討									
	魅力ある河川景観の創出（住民連携）	河川整備の進捗にあわせて実施				今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく。	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく。	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく。				
		<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討										
	地域のまちづくりにあわせた景観づくり（各市連携）	市の要請に応じて実施				除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。				

### 3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～R2]）

#### 点検・評価（C） H28

- 上流部において武庫川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。
- 下流部築堤区間における樹木管理についての基本的な方針について、第6回懇話会で了承を得た。今後は、基本的な方針を踏まえつつ、河川管理構造物（築堤、護岸等）に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。
- 下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。なお、下流部低水護岸部の残存鋼矢板を活用したたまり・干潟を検討する。

#### 点検・評価（C） H29

- 上流部において武庫川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。
- 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物（築堤、護岸等）に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。
- 下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。なお、下流部低水護岸部の残存鋼矢板を活用したたまり・干潟を検討する。

#### 点検・評価（C） H30

- 上流部において武庫川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。
- 樹木管理についての基本的な方針に基づき、河川管理構造物（築堤、護岸等）に与える影響が大きい樹木などは順次伐採し、適切な河川管理、良好な景観の保全に努める。
- 下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。

#### 点検・評価（C） R1

#### 点検・評価（C） R2

### 4. 改善（A）（第3期 [R3～R7] に向けて）

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	実施目標	人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。
施策の概要	自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。		

河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)		実績 (D)		
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。				下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことから、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、出前講座等の開催等の広報に努めた。	下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことから、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。	・ 下流部築堤区間の工事実施においては、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会の開催等の広報に努めた。		
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援（関係機関連携）	・ 河川利用の利便性の確保 ・ 自然を生かした水辺の創出や施設の整備	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。				河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。	河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。	仁川河口部において、出水によって溝筋が埋塞したため、堆積土砂を撤去し良好な生物生息空間を復元。		
	秩序ある水面利用（流域市連携・関係機関連携）	秩序ある水面利用	流域市や関係機関などと連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。				不法係留等の違法な水面利用は確認されなかつた。	不法係留等の違法な水面利用は確認されなかつた。	不法係留等の違法な水面利用は確認されなかつた。		
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造（住民連携）	〈下流部築堤区間〉 魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施				河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。	河口部での干潟創出の前提となる低水護岸の整備を推進。	河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施。		

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
・ 下流部築堤区間においては、出前講座等の広報に努め、地元の了解を得ながら、低水拡幅等の工事を継続する。 さらなる住民理解を得ることを目的に工事内容のわかる看板等を現場に設置した。 ・ 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。	・ 下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、低水拡幅等の工事を継続する。 さらなる住民理解を得ることを目的に工事内容のわかる看板等を現場に設置した。 ・ 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。	・ 下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、低水拡幅等の工事を継続する。 さらなる住民理解を得ることを目的に工事内容のわかる看板等を現場に設置した。 ・ 河口部の干潟については、今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。
点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2	

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] 向けて)
-----------------------------

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上	実施目標	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。
施策の概要	武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。		

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）		実績（D）						
			H28	H29	H30	R1	R2				
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化	既存施設（高度処理化済）で対応可能	既存施設（高度処理化済）で対応可能	既存施設（高度処理化済）で対応可能					
			合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組む。	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んだ。	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んだ。	住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んだ。	住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んだ。				
	(2) 水質調査等の継続実施	水質状況の的確な把握	定期的な水質調査や底質調査（関係機関連携）	水質汚濁防止法に基づき継続して実施	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。	水質汚濁防止法第16条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施。				
	(3) 水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化（関係機関連携）	「武庫川水質連絡会議」等との連携	継続して実施	・平成28年度の水質事故は5件発生し、うち1件で県企業庁及び三田市が一時取水を停止した。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。 (年4回実施：7月, 10月, 1月, 3月)	・平成29年度の水質事故は7件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。 (年4回実施：7月, 10月, 1月, 3月)	・平成30年度の水質事故は8件発生、いずれも軽微な油等流出事故で、関係市、土木事務所が連携して対応。 ・河川管理者は水質事故の際には関係機関と連携して周知、情報提供に努めた。 ・「武庫川水質連絡会議」が開催された。 (年4回実施：7月, 10月, 1月, 3月)				
	(4) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討（関係機関連携）	関係機関と連携し実施方策を検討	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。 (調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。 (調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。 (調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)				
	(5) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生	実施方策を検討し順次実施	該当箇所（武庫川上流部）の工事に合わせ、水生植物の再生を実施。	該当箇所（武庫川上流部）の工事に合わせ、水生植物の再生を実施	該当箇所（武庫川上流部）の工事に合わせ、水生植物の再生を実施				

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議

### 3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28~R2])

#### 点検・評価 (C) H28

- 下水道整備については、合流改善にかかる施設整備は完了しており、放流水質測定を行い、検証の結果を公表した。住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んでいく。
- 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全燐(湖沼)でみると、河川は達成、湖沼は非達成。)
- 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。

#### 点検・評価 (C) H29

- 下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んでいく。
- 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全燐(湖沼)でみると、河川は達成、湖沼は非達成。)
- 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。

#### 点検・評価 (C) H30

- 下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取組んでいく。
- 水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。(健康項目は概ね環境基準を達成。生活環境項目は、有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)、COD(湖沼)及び富栄養化の指標である全燐(湖沼)でみると、河川は達成、湖沼は非達成。)
- 今後も水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。

#### 点検・評価 (C) R1

#### 点検・評価 (C) R2

### 4. 改善 (A) (第3期 [R3~R7] に向けて)

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項				
	第4節 河川の維持管理等に関する事項				
1 河川の維持管理					
(1) 維持・修繕工事の実施					
① 河道、堤防、護岸等		② 親水施設等			③ 樹木等
④ 不法行為等への指導		⑤ 除草・清掃の実施			⑥ 水文観測施設
⑦ 適切な施設操作の実施		⑧ 占用許可工作物への適切指導			
施策の概要	平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。				

1. 期別計画（P）	期別計画（P）				2. 実績（D）				
	河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	実績（D）	
				H28	H29	H30	R1	R2	
(1)維持・修繕工事の実施	① 河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事を実施		巡視点検の結果、洗掘対策、修繕工事を実施 ・有馬川の洗掘対策 L=20m ・長尾川の土砂撤去 L=550m 等 ・武庫川の土砂撤去 (三田市東本庄) L=620m ・羽束川の土砂撤去 L=711m ・武庫川の河床掘削 (神戸市北区道場町) L=350m	巡視点検の結果、修繕工事を実施 ・有野川等 (舟坂川・美嚢川・西川) の洗掘対策 L=25m ・有馬川等 (有野川) の土砂撤去 L=50m ・武庫川の土砂撤去 (尼崎市武庫豊町外) L=390m ・仁川の河道掘削 L=600m ・仁川合流点の堆積土砂撤去 L=50m ・武庫川の土砂撤去 (三田市東本庄) L=600m ・羽束川の土砂撤去 (三田市鈴鹿) L=812m		
			<下流部築堤区間> ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・堤防・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事を実施		・巡視点検の結果、修繕工事なし ・定期的に横断橋梁付近の目視による定点観測を実施	・巡視点検の結果、修繕工事なし ・定期的に横断橋梁付近の目視による定点観測を実施	・巡視点検の結果、修繕工事なし ・定期的に横断橋梁付近の目視による定点観測を実施	
(2)親水施設等	② 親水施設等	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施		巡視点検の結果、施設の更新なし	巡視点検の結果、施設の更新なし (神戸市)	有馬川親水広場の改修計画の策定に着手。 巡視点検の結果、施設の更新なし	
(3)樹木等	③ 樹木等	適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施		巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 570 本 (尼崎市武庫町 45、武庫豊町 135、南武庫之荘 292、西宮市小曾根 88、小松東 10) ・武庫川有馬川合流点付近 12,000m <sup>2</sup>	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 1,127 本 (尼崎市武庫町 458、西宮市甲子園口北町 669) ・三田市広野 (443 本) ・三田市藍本 (1712 本)	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部 316 本 (尼崎市武庫豊町外 86 本、大島 145 本、西宮市堤町外 63 本、樋ノ口町外 24 本) ・三田市東本庄 (50 本)	
			適正な樹木管理についての検討	治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障	適正な樹木管理について検討	—	—	—	

		がない範囲での植樹等						
	④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	量水標標示板(危険水位)の更新2箇所(甲武橋、小曾根)	「パッとわかる水位標」の更新3箇所(道場、塩田、生瀬)	H30 更新実績なし	
(2)不法行為等への指導	治水上著しい支障がある不法行為者への指導(関係部局連携)	不法行為者への指導		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	
(3)除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施	クリーン作戦を実施(神戸市、尼崎市、宝塚市、三田市、篠山市)	クリーン作戦を実施(県、神戸市、尼崎市、宝塚市、三田市、篠山市)	クリーン作戦を実施(県、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、三田市、篠山市)		
	河川愛護活動・ひょうごアドブト等に対する清掃資材提供等の支援		継続的に実施	清掃資材提供等を実施	清掃資材提供等を実施	清掃資材提供等を実施		
	回収ゴミの適切な処理(県市連携)		継続的に実施	適切な処理を実施	適切な処理を実施	適切な処理を実施		
(4)適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能發揮	樋門等の操作の実施・指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持		
	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用	巡視点検を行い資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い資材を補充するとともに、水防時には適正に活用		
(5)占用許可工作物への適切指導	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった		
	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	—	・下水道管理者等と協議しながら排水計画の指針の検討を行った。 ・下水道管理者及び関係市等からなる準備会において、運転調整ルールについて意見交換を行った。(H29.3.17)	・H29は進捗なし	・H30は進捗なし	

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		
点検・評価 (C) H28	点検・評価 (C) H29	点検・評価 (C) H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。</li> <li>排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、排水計画の策定について検討を行った。早期の計画策定を目指し、今後も検討を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。</li> <li>排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、早期の計画策定を目指し、今後も検討を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。</li> <li>排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、下水道管理者等と協議を行い、早期の計画策定を目指し、今後も検討を継続していく。</li> </ul>
点検・評価 (C) R1	点検・評価 (C) R2	

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)		

河川整備計画 の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項			
	第4節 河川の維持管理等に関する事項			
2 流域連携				実施目標
(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築 ① 流域対策・減災対策 ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携				「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流城市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。
施策の概要		適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良好な関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				H28	H29	実績 (D)		
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)			H30	R1	R2
(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築	地域住民等 と連携した 河川の維持 管理等	ひょうごア ドプト等の 実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(4回 34人)を実施</li> <li>「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(H28. 10)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体 1,084人)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(21回 312人)を実施</li> <li>「第6回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(H29. 10)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体 1,059人)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(3回 23人)を実施</li> <li>「第7回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(H30. 10)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体 998人)等</li> </ul>		
	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定					<ul style="list-style-type: none"> <li>総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会」を1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォロアップシートの更新(H31. 3末時点)を実施</li> </ul>		
①流域対策・減災対策	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設の整備(流城市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約 64万m <sup>3</sup> )					約 1.0 万 m <sup>3</sup> 完成 (学校 2箇所、ため池 1箇所)	約 8.8 万 m <sup>3</sup> 完成 (ため池 2箇所)	H30 年度完成箇所は無し 累計約 11.1 万 m <sup>3</sup> 完成		
	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援					<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 42回)</li> <li>それを基に手づくりハザードマップを作成(市 32地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立・人と自然の博物館「みんなで取り組む総合治水展」の開催(県)</li> <li>住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 10回)</li> <li>それを基に手作りハザードマップを作成(市 25地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立・人と自然の博物館とバンドー神戸青少年科学館で「みんなで取り組む総合治水展」の開催(県)</li> <li>住民自らがまちを歩きながら地域の危険箇所等を確認する体験型講座を実施(市 22回)</li> <li>それを基に手作りハザードマップを作成(市 22地区)</li> </ul>		
②動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等					<ul style="list-style-type: none"> <li>県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工下流において、産卵場造成、専門家を交えた生物観察会を計画したが、雨天のため中止となつた。</li> <li>流城市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流城市民活動団体による特定外来植物の除去</li> <li>2号床止工で簡易な鋼鉄製魚道を改良して再度試験設置</li> </ul>			

					・2号床止工で簡易な鋼鉄製魚道を改良して再度試験設置			
③川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり		除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。		
④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等		河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手。	河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手。	河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手。		
⑤水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>		
(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成  ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施  「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施	地域づくり活動応援事業、ひょうごボランタリーキャンペーン助成事業等による助成を実施	地域づくり活動応援事業、ひょうごボランタリーキャンペーン助成事業等による助成を実施	地域づくり活動応援事業、ひょうごボランタリーキャンペーン助成事業等による助成を実施		
①連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体での地域づくり活動情報システム「コラボネット」の活用</li> <li>・地域づくりネットワーク会議等への参加</li> <li>・「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H28.10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用</li> <li>・地域づくりネットワーク会議等開催</li> <li>・「第6回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H29.10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用</li> <li>・地域づくりネットワーク会議等開催</li> <li>・「第7回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H30.10)</li> </ul>		
②連携・交流のための情報提供		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施					
(3)自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。	流域ネットワークの形成に向けて「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H28.10)	流域ネットワークの形成に向けて、人と自然の博物館と連携して「第6回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H29.10)	流域ネットワークの形成に向けて、人と自然の博物館と連携して「第7回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催(H30.10)		

<凡例>  : 武庫川流域内の合計値

### 3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～R2]）

点検・評価（C） H28	点検・評価（C） H29	点検・評価（C） H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るために、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>総合治水条例に基づく阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第5回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H28.10.29)を開催（参加者61名）。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットホームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るために、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>総合治水条例に基づく阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進協議会を1回開催し、意見交換を行った。今後も引き続き総合治水の推進に努めていく。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第6回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H29.10.14)を開催（参加者61名）。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットホームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るために、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第7回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H30.10.13)を開催（参加者58名）。今後も引き続き、流域連携の促進を図る。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットホームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>
点検・評価（C） R1	点検・評価（C） R2	

### 4. 改善（A）（第3期 [R3～R7] に向けて）

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握 ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積	実施目標	治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。
施策の概要	<p>地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。</p> <p>また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。</p>		

1. 期別計画（P）	期別計画（P）				2. 実績（D）								
	河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	実績（D）	R1	R2	
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用	継続的に実施					雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	雨量、河川水位データ等を河道の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用			
			住民等との情報共有					・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有（アクセス回数：約 2,010 万回/年） ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報（テレビ 1 回、ラジオ 3 回、新聞 3 回） ・武庫川流域の高校生等を対象とした「兵庫県 CG ハザードマップ」出前講座（4 回・700 人）	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有（アクセス回数：約 2,310 万回/年） ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報（テレビ 3 回、ラジオ 5 回、新聞 2 回）	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有（アクセス回数：約 6,000 万回/年） ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報（ラジオ 1 回、新聞 2 回、広報紙 3 回等）			
	観測精度の維持・向上	日常の保守点検	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施					巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持			
①定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施					雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	・雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	・雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施			
			魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング					・H28 年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開するほか、関係者へ報告を行うなど周知に努めた。 ・武庫川上流部や武庫川峡谷での貴重種のモニタリングを実施	・H29 年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開する他、関係者へ報告を行うなど周知に努めた。 ・武庫川上流部や武庫川峡谷部での貴重種のモニタリングを実施	・H30 年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開する他、関係者へ報告を行うなど周知に努めた。 ・武庫川上流部や武庫川峡谷部での貴重種のモニタリングを実施			
②事業実施前後のモニタリング													

	③流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施	平常時の流量観測を実施 ※増水時の観測は、観測対象水位に達しなかつたことから未実施	流量観測を実施 ※高水調査を1回実施	流量観測を実施 ※高水調査を4回実施		
--	-------------	--------------	--------------------	--------	--	-----------------------	-----------------------	--	--

3. 点検・評価 (C) (第2期 [H28～R2])		点検・評価 (C) H28		点検・評価 (C) H29		点検・評価 (C) H30	
・雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き継続的に実施していく。	・河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。	・観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めいく。	・水位予測及び氾濫予測システムについては、観測データを活用し、予測精度向上に努めいく。	・雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き継続的に実施していく。	・河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。	・観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めいく。	・氾濫予測システムについては、引き続き観測データの蓄積を行い、予測精度向上を図っていく。
点検・評価 (C) R1		点検・評価 (C) R2		点検・評価 (C) R3		点検・評価 (C) R4	

4. 改善 (A) (第3期 [R3～R7] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有	実施目標	河川整備計画の着実な推進。
施策の概要	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図る。		

1. 期別計画（P） 河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				2. 実績（D）		実績（D）		
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	H28	H29	H30	R1	R2
(1) 河川整備計画の進行管理	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の実施	継続的に実施				第6回懇話会でP D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施		
(2) フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	継続的に実施				第6回懇話会を開催(H28.9)	第6回懇話会にて、開催頻度を5年に2回に変更したため、H29年度は開催無し。概要・進行管理表をHPで公表	第7回懇話会を開催(H30.9)		
(3) 地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信	継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業説明会、現地説明会、出前講座(H28.4～H29.3)(13回開催) 参加者累計約557人</li> <li>・広報紙、ホームページへの掲載</li> <li>・現地広報看板(22箇所)により工事概要を周知</li> <li>・流域団体主催のイベント(「武庫川づくりフォーラム(H29.2)」、「武庫川づくりシンポジウム(H29.3)」)において、取組等を情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座(H28.4～H29.3)(27回開催) 参加者累計約409人</li> <li>・広報紙、ホームページへの掲載</li> <li>・現地広報看板(22箇所)により工事概要を周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前説明会、現地説明会、出前講座(H30.4～H31.3)(14回開催) 参加者累計約502人</li> <li>・広報紙、ホームページへの掲載</li> <li>・現地広報看板(22箇所)により工事概要を周知</li> </ul>		

3. 点検・評価（C）（第2期 [H28～R2]）	点検・評価（C） H28	点検・評価（C） H29	点検・評価（C） H30
	<p>点検・評価（C） H28</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。第1期[H23～H27]を総括するとともに第2期[H28～H32]の期別計画を設定。</li> <li>・ 第6回フォローアップ懇話会を9月に開催。</li> <li>・ 適宜、懇話会からの意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善に努めていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で220件(H29.4～H30.3の平均)と前年度下回ったが、依然として住民等が高い関心を示して要ることが伺える。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件(H30.4～H31.3の平均)と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示して要ることが伺える。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> </ul> <p>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html</a></p>	<p>点検・評価（C） H29</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。</li> <li>・ 適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善に努めていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で220件(H29.4～H30.3の平均)と前年度下回ったが、依然として住民等が高い関心を示して要することが伺える。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件(H30.4～H31.3の平均)と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示して要ることが伺える。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> </ul> <p>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html</a></p>	<p>点検・評価（C） H30</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を実施。</li> <li>・ 適宜、懇話会構成員からの意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善に努めていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件(H30.4～H31.3の平均)と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示して要ることが伺える。このことは説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> <li>・ 事業内容等を紹介するホームページへのアクセス数は、月平均で234件(H30.4～H31.3の平均)と概ね前年度並で、依然として住民等が高い関心を示して要があることによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。</li> </ul> <p>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk06/hs04_4_000000033.html</a></p>
点検・評価（C） R1		点検・評価（C） R2	

4. 改善（A）（第3期 [R3～R7] に向けて）